

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第58号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4号様式（その1）（第3条関係） (納税通知書第1片の表面) 略 (納税通知書第1片の裏面)</p> <p>注意 1 略 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。 (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の1月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第59号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割引率」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合） (2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合 3・4 略</p>	<p>第4号様式（その1）（第3条関係） (納税通知書第1片の表面) 略 (納税通知書第1片の裏面)</p> <p>注意 1 略 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成25年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の1月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第59号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額についても、納付する必要はありません。 3・4 略</p>
<p>(納税通知書第2片) 略</p>	<p>(納税通知書第2片) 略</p>

第4号様式（その2）（第3条関係）

（納税通知書の表面）

略

（納税通知書の裏面）

注意

納付場所

1 略
2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）
(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

3・4 略

第4号様式（その2）（第3条関係）

（納税通知書の表面）

略

（納税通知書の裏面）

注意

納付場所

1 略
2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3・4 略

第4号様式（その3）（第3条関係）

県たばこ税納税通知書

年月日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。

略

注意

1 略

2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

3・4 略

略

第4号様式（その3）（第3条関係）

県たばこ税納税通知書

年月日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。

略

注意

1 略

2 紳期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3・4 略

略

第4号様式（その4）（第3条関係）

軽油引取税納税通知書	年 月 日
納税者の住所及び氏名又は名称 様	
香川県県税事務所長 団	
次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。	
略	

注意

- 1 略
- 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

- 3・4 略

略

第4号様式（その4）（第3条関係）

軽油引取税納税通知書	年 月 日
納税者の住所及び氏名又は名称 様	
香川県県税事務所長 団	
次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。	
略	

注意

- 1 略
- 2 紳期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

- 3・4 略

略

第4号様式（その5のイ）（第3条関係）

（納税通知書の表面）

略

（納税通知書の裏面）

課税の根拠	地方税法第145条、香川県税条例第1条
-------	---------------------

略

注意

- 1 略
- 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合

3・4 略

第4号様式（その5のイ）（第3条関係）

（納税通知書の表面）

略

（納税通知書の裏面）

課税の根拠	地方税法第145条、香川県税条例第1条
-------	---------------------

略

注意

- 1 略
- 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3・4 略

第4号様式（その5の口）（第3条関係）

（納税通知書の表面）

略

（納税通知書の裏面）

課税の根拠	地方税法第145条、香川県税条例第1条
-------	---------------------

略

注意

- 1 略
- 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

3・4 略

第4号様式（その5の口）（第3条関係）

（納税通知書の表面）

略

（納税通知書の裏面）

課税の根拠	地方税法第145条、香川県税条例第1条
-------	---------------------

略

注意

- 1 略
- 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。なお、延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3・4 略

第4号様式（その6）（第3条関係）

（納税通知書の表面）

略

（納税通知書の裏面）

課税の根拠	地方税法第145条 香川県税条例第1条
-------	------------------------

注意

1 略

2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

3・4 略

略

第4号様式（その6）（第3条関係）

（納税通知書の表面）

略

（納税通知書の裏面）

課税の根拠	地方税法第145条 香川県税条例第1条
-------	------------------------

注意

1 略

2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3・4 略

略

第4号様式（その7）（第3条関係）

鉱 区 税 納 稅 通 知 書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。

略

注意

1 略

2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

3・4 略

略

第4号様式（その7）（第3条関係）

鉱 区 税 納 稅 通 知 書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。

略

注意

1 略

2 紳期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額について、納付する必要はありません。

3・4 略

略

第4号様式（その8）（第3条関係）

狩 猎 税 納 稅 通 知 書

年 月 日

納税者の住所及び氏名 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。

略

注意

1 略

2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

3・4 略

略

第4号様式（その8）（第3条関係）

狩 猎 税 納 稅 通 知 書

年 月 日

納税者の住所及び氏名 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。

略

注意

1 略

2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3・4 略

略

第4号様式の2（その1）（第3条関係）
(変更納税通知書第1片の表面)

略

(変更納税通知書第1片の裏面)

注意

1 略

2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合
(当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)。

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合
(当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)

3・4 略

(変更納税通知書第2片)

略

第4号様式の2（その1）（第3条関係）
(変更納税通知書第1片の表面)

略

(変更納税通知書第1片の裏面)

注意

1 略

2 紳期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3・4 略

(変更納税通知書第2片)

略

第4号様式の2（その2）（第3条関係）

（変更納税通知書の表面）

略

（変更納税通知書の裏面）

注意

- 1 略
- 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合
(当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合
(当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)

3・4 略

第4号様式の2（その2）（第3条関係）

（変更納税通知書の表面）

略

（変更納税通知書の裏面）

注意

- 1 略
- 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント
(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント
(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3・4 略

第4号様式の2（その3）（第3条関係）

県たばこ税変更納税通知書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり変更したので通知します。

略

注意

- 1 略
- 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

3・4 略

略

第4号様式の2（その3）（第3条関係）

県たばこ税変更納税通知書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり変更したので通知します。

略

注意

- 1 略
- 2 紳期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3・4 略

略

第4号様式の2（その4）（第3条関係）

軽油引取税変更納稅通知書		年 月 日
納稅者の住所及び氏名又は名称 様	香川県県税事務所長 団	
次のとおり変更したので通知します。		
略		

注意

- 1 略
 - 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合 (当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合。)
- (2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合 (当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)

3・4 略

略

第4号様式の2（その4）（第3条関係）

軽油引取税変更納稅通知書		年 月 日
納稅者の住所及び氏名又は名称 様	香川県県税事務所長 団	
次のとおり変更したので通知します。		
略		

注意

- 1 略
 - 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。
- なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。
- 3・4 略

略

第4号様式の2（その5）（第3条関係）

自動車税変更納税通知書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり変更したので通知します。

略

注意

1 略

2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

3・4 略

略

第4号様式の2（その5）（第3条関係）

自動車税変更納税通知書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり変更したので通知します。

略

注意

1 略

2 紳期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3・4 略

略

第4号様式の2（その6）（第3条関係）

鉱区税変更納税通知書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり変更したので通知します。

略

注意

1 略

2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合

3・4 略

略

第4号様式の2（その6）（第3条関係）

鉱区税変更納税通知書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり変更したので通知します。

略

注意

1 略

2 紳期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3・4 略

略

第4号様式の2（その7）（第3条関係）

狩 猎 稅 変 更 納 稅 通 知 書

年 月 日

納税者の住所及び氏名 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり変更したので通知します。

略

注意

- 1 略
- 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））
(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）
- 3・4 略

略

第4号様式の2（その7）（第3条関係）

狩 猎 稅 変 更 納 稅 通 知 書

年 月 日

納税者の住所及び氏名 様

香川県県税事務所長 団

次のとおり変更したので通知します。

略

注意

- 1 略
- 2 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。
なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。
- 3・4 略

略

第5号様式（その1）（第3条関係）
(第1片の表面)～(第3片の表面) 略

(第3片の裏面)

注 意

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付（入）しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 地方税法に特別の定めがある期間 年7.3パーセントの割合
(当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）

(2) 前号に掲げる期間以外の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

略

第5号様式（その1）（第3条関係）
(第1片の表面)～(第3片の表面) 略

(第3片の裏面)

注 意

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（地方税法に特別の定めがある場合は、その定めによる期間については年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付（入）しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付（入）する必要はありません。

略

第5号様式（その2のイ）（第3条関係）
(納付書の表面)

略

(納付書の裏面)

注意

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）。

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合

略

第5号様式（その2のイ）（第3条関係）
(納付書の表面)

略

(納付書の裏面)

注意

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

略

備考 略

備考 略

第5号様式（その2の口）（第3条関係）

（納付書の表面）

略

（納付書の裏面）

注意

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過するまでの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

略

第5号様式（その2の口）（第3条関係）

（納付書の表面）

略

（納付書の裏面）

注意

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時ににおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

略

第5号様式（その4）（第3条関係）
(納付（入）書の表面)
略

(納付（入）書の裏面)

注意	略
<p>納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を<u>切り捨てた額</u>）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付（入）しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>(1) 地方税法に特別の定めのある期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））。</p> <p>(2) 前号の掲げる期間以外の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）</p>	略

第5号様式（その4）（第3条関係）
(納付（入）書の表面)
略

(納付（入）書の裏面)

注意	略
<p>納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を<u>切り捨てます。</u>）に年14.6パーセント（地方税法に特別の定めがある場合は、その定めによる期間については年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付（入）しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付（入）する必要はありません。</p>	略

第5号様式（その5）（第3条関係）
(納付書の表面)
略

(納付書の裏面)

略

注 意

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

備考 略

第5号様式（その5）（第3条関係）
(納付書の表面)
略

(納付書の裏面)

略

注 意

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

備考 略

第5号様式（その6）（第3条関係）

（納付（入）書の表面）

略

（納付（入）書の裏面）

注意

延滞金額について、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 地方税法に特別の定めのある期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 前号に掲げる期間以外の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

略

第5号様式（その6）（第3条関係）

（納付（入）書の表面）

略

（納付（入）書の裏面）

注意

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（地方税法に特別の定めがある場合は、その定めによる期間については年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付（入）しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付（入）する必要はありません。

略

備考 略

備考 略

第5号様式（その7）（第3条関係）

（納付書の表面）

略

（納付書の裏面）

略 注意 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

備考 略

第5号様式（その7）（第3条関係）

（納付書の表面）

略

（納付書の裏面）

略 注意 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

備考 略

第5号様式（その8）（第3条関係）
(第1片)～(第3片の表面) 略

(第3片の裏面)

注意 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付（入）しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 地方税法に特別の定めのある期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 前号に掲げる期間以外の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

略

第5号様式（その8）（第3条関係）
(第1片)～(第3片の表面) 略

(第3片の裏面)

注意 納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（地方税法に特別の定めがある場合は、その定めによる期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付（入）する必要はありません。

略

第5号様式（その10）（第3条関係）
(納付書の表面)
略

(納付書の裏面)

この受領証は、重要な証拠となりますから大切に保存してください。

注意

延滞金額の欄に表示があるときは、延滞金計算基準日に完納されたものとして、その日までの延滞日数で計算しています。

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てです。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）、第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

第5号様式（その10）（第3条関係）
(納付書の表面)
略

(納付書の裏面)

この受領証は、重要な証拠となりますから大切に保存してください。

注意

延滞金額の欄に表示があるときは、延滞金計算基準日に完納されたものとして、その日までの延滞日数で計算しています。

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合と計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額についても、納付する必要はありません。

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

第7号様式（その1）（第3条関係）
(督促状の表面)

略

(督促状の裏面)

注意

- 1 略
- 2 延滞金額については、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、^{12ヶ月}年内の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 地方税法に特別の定めのある期間（次号に掲げる期間を除く。） 年7.3
バーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第59号）第13条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4バーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1バーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3バーセントの割合に満たない場合には、当該特例基準割合に年1バーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3バーセントの割合を超える場合には、年7.3バーセントの割合）。

(2) 地方税法第65条及び第72条の45の2に規定する期間 年7.3バーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については基準割引率に年4バーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については特例基準割合から年12.775バーセントの割合の範囲内で地方税法で定める割合）

(3) 前2号に掲げる期間以外の期間 年14.6バーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3バーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割合に年7.3バーセントの割合を加算した割合）

3 略

備考 略

第7号様式（その1）（第3条関係）
(督促状の表面)

略

(督促状の裏面)

注意

- 1 略
- 2 延滞金額については、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6バーセント（地方税法第65条及び第72条の45の2に規定する期間については年^{12ヶ月}※バーセント上、同法にその他特別の定めがある場合にそれらの定めによる期間については年7.3バーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第59号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4バーセントの割合を加算した割合が年7.3バーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4バーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、^{12ヶ月}年内の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算します。また、※印の率は、年7.3バーセントから12.775バーセントまでの間で基準割引率に応じて決まります。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付（入）する必要はありません。

3 略

備考 略

第7号様式（その2のイ）（第3条関係）

（督促状の表面）

略

（督促状の裏面）

注意

1 略

2 延滞金額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年1月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割引率」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては当該特例基準割引率に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の特例基準割引率が年7.3パーセントの割合に満たない場合にあっては、当該特例基準割引率に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

3 略

第7号様式（その2のイ）（第3条関係）

（督促状の表面）

略

（督促状の裏面）

注意

1 略

2 延滞金額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算します。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3 略

第7号様式（その2の口）（第3条関係）

（督促状の表面）

略

（督促状の裏面）

注意

1 略

2 延滞金額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める年当たりの割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。
なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

（1）納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年7.3パーセントの割合

（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））

（2）納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 年14.6パーセントの割合

（当該期間の属する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）

3 略

第7号様式（その2の口）（第3条関係）

（督促状の表面）

略

（督促状の裏面）

注意

1 略

2 延滞金額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算します。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

3 略

第92号様式の3（その1）（第36条関係）

(表)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
車検の際に必要 下記領収日付印のあるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。 ただし、登録番号、車台番号及び有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。	
(登録番号)	
車台番号（下13けた）	
この証明書の 有効期限	年　月　日
香川県県税事務所長　印	
領 取 日 付 印	

(裏)

注意事項

- 1 この証明書は、自動車の継続検査又は構造等変更検査の際に必要な証明書ですから、他の公課証明等には利用できません。
- 2 この証明書に「*……」印があるものその他この証明書により難いものについては、当事務所で別途証明を受けてください。
- 3 この証明書の有効期限までに自動車を譲渡するときは、この証明書も譲受人に交付してください。
- 4 前年度までの自動車税（延滞金を含む。）が完納されているにもかかわらず*印がある場合には、行き違いにつき御了承ください。

第92号様式の3（その1）（第36条関係）

(表)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
車検の際に必要 下記領収日付印のあるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。 ただし、登録番号、車台番号、有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。	
(登録番号)	
車台番号（下13けた）	
この証明書の 有効期限	年　月　日
香川県県税事務所長　印	
領 取 日 付 印	

(裏)

注意事項

- 1 この証明書は、自動車の継続検査又は構造等変更検査の際に必要な証明書ですから、他の公課証明等には利用できません。
- 2 この証明書に「*……」印があるもの、自動車の登録番号が変更されたもの、その他この証明書により難いものについては、当事務所で別途証明を受けてください。
- 3 この証明書の有効期限までに自動車を譲渡するときは、この証明書も譲受人に交付してください。
- 4 前年度までの自動車税（延滞金を含む。）が完納されているにもかかわらず*印がある場合には、行き違いにつき御了承ください。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第92号様式の3（その1）の改正規定は、公布の日から施行する。